

ふるさと納税のお礼品協力事業者を募集します

〔広川町ふるさと納税の協力事業者募集要領〕

1. 目的

広川町では、平成27年度より「ふるさと納税」の促進と町の魅力や地元特産品等のPRを目的に、広川町へふるさと納税をされた方々へ、お礼品として地元の事業者が生産等を行っている特産品を贈呈しているところですが、今後は「楽天市場」のインターネットを利用したサービスを実施していく予定です。つきましては、地元特産品等を提供していただける地元事業者を募集します。

ふるさと納税とは

「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとの発展に貢献したい」「大好きなあのまちを応援したい」という気持ちを形にしようとするもので、ふるさとなどの自治体（都道府県や市町村）へ寄附をされた場合、2,000円を超える額について、個人住民税所得割の概ね1割を限度として、所得税と合わせて全額控除されるものです。

2. 協力事業者にしていただくこと

地元特産品等を寄付者に送付していただき、町に対して送付実績を報告し、代金の請求を行ってまいります。

3. 応募の要件

協力事業者及び商品(サービス)は、下記の要件に全て適合するものとします。

(1) 協力事業者

- (ア) 広川町内に事業所がある法人や個人事業者
- (イ) 町税の滞納がない事業者
- (ウ) 広川町暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない事業者

(2) 地元特産品等

- (ア) 広川町の魅力やPRにつながる商品(サービス)で、町内で栽培、製造、加工されている商品等、または町内の施設で提供されるサービス。
- (イ) 依頼後速やかに商品(サービス)が発送できること。また、飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、3～4日程度の消費期限が保証される商品であること。
- (ウ) 運送車による配送に耐えうるものであること。

※提供可能なユニークなアイデア商品や季節限定の商品でも構いませんので、ご検討をお願いします。

4. お礼品(サービス)の金額

お礼品(サービス)の価格	町負担額
4,000円相当の商品(サービス) [税/梱包送料込]	4,000円
6,000円	6,000円
12,000円	12,000円

※送料は、東京へ送った場合の送料で計算してください。冷凍・冷蔵便等で発送する場合にはその料金を加算してください。なお、実際の送付では地域により東京の料金との増減が発生しますが、送料の計算上は固定するものとします。

5. 協力企業のメリット

(ア) 町のふるさと納税のホームページやチラシ等に商品(サービス)の画像や事業者名等が掲載されます。

(イ) 商品(サービス)の発送時に自社パンフレット等の同封により、PRが可能です。

※協力企業による自社パンフレットの送付は、お礼の品発送時の同封に限らせていただきます。

6. 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなりません。

※寄附者の個人情報は、お礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

ただし、パンフレットの同封により、寄附者から協力企業への商品申込み等で入手された個人情報は、別紙「個人情報取扱特記事項」の対象外とします。

7. 募集期間

随時受付します。

8. 応募方法

「広川町ふるさと納税のお礼品参加申込書」に、必要事項を記入し提供商品(サービス)の写真・参考資料等を添付して提出してください。1商品(サービス)につき一枚提出

※申込書は産業建設課(産業班)で配布しております。また、町のホームページからダウンロードも可能です。

9. 協力企業決定方法

申込内容や企業活動等を総合的に判断して協力企業を決定し、その結果を申込者にご連絡します。

10. その他留意事項

(1) 協力事業者は、商品(サービス)に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合には速やかに広川町へ報告するものとします。

(2) 協力事業者は、商品(サービス)の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について広川町へ報告するものとします。また、品質等による補償やクレーム対応について、広川町は一切責任を負いません。

(3) 広川町は、申請内容に虚偽があった場合及び広川町に損害を及ぼす行為があった場合には登録を中止します。

(4) 広川町は、協力事業者として登録された企業・商品(サービス)が本要領3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

11. 申込み・問合せ先

〒643-0071

和歌山県有田郡広川町大字広1500

広川町役場産業建設課(産業班) TEL:0737-23-7764 FAX:0737-63-3085

【 別紙 】

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

協力事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 秘密の保持

協力事業者は、この事業による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 使用者への周知

協力事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4 適正な管理

協力事業者は、この事業による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 収集の制限

協力事業者は、この事業による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6 目的外使用等の禁止

協力事業者は、広川町の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

第7 複写等の禁止

協力事業者は、広川町の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務を処理するために広川町から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第8 再委託の禁止

協力事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、広川町の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

第9 資料等の返還

協力事業者は、この事業による業務を処理するために広川町から提供された個人情報が記録された資料等を、この業務の終了後直ちに広川町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、広川町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

第10 事故発生時における報告

協力事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに広川町に報告し、広川町の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第11 広川町は、協力事業者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、協力企業の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。